

平成13年9月14日(金)

於・東条インペリアルパレス

水産政策審議会第2回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第2回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成13年9月14日 午後2時30分

閉会 平成13年9月14日 午後3時40分

2. 出席した委員の氏名

委員	足立己幸	石黒勝三郎	伊藤裕康	植村正治
	岡田和子	小野征一郎	佐藤稔	島秀典
	寿崎洋一	中田邦彦	中村晃次	中村靖彦
	西正三	西橋久美子	二村雄三	藤本昭夫
	増田常男	三鬼楠好	矢野等子	山内皓平
	山下東子	吉岡修一	吉武雅子	

3. 水産庁側出席者

川本次長	海野資源管理部長	川口増殖推進部長	山川漁政課長
今井企画課長	中尾管理課長	大石沿岸沖合課長	岡本遠洋課長
中前研究指導課長	末永漁場資源課長	井貫栽培養殖課長	糸防災漁村課長
宮原指導監督室長	中山海洋技術室長	小関魚類防疫室長	長尾参事官
浮参事官			

4. [水産庁幹部人事異動の報告](#)

5. [諮問事項](#)

[諮問第5号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について](#)

6. [報告事項](#)

[海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について](#)

[漁獲可能量制度の実施状況について](#)

[海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について](#)

[栽培漁業のあり方検討について](#)

[水産政策審議会の開催予定について](#)

7. 議 事

[別紙のとおり](#)

8. 議決の数

出席者全員賛成

9. 答 申

[別紙のとおり](#)

---

目 次

一、[開 会](#)

一、[水産庁人事異動報告](#)

一、[諮問事項](#)

[諮問第5号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について](#)

一、[報告事項](#)

[海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について](#)

[漁獲可能量制度の実施状況について](#)

[海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について](#)

[栽培漁業のあり方検討について](#)

[水産政策審議会の開催予定について](#)

一、[そ の 他](#)

一、[閉 会](#)

---

開 会

小野分科会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回資源管理分科会を開会いたします。

これから本日の審議に入りますが、本日の分科会は、委員定数25名中、ただいまのところ22名の出席でございますので、適法に成立しております。

なお、本分科会終了後、3時30分をめぐりにこの会場において企画部会を開催する予定になっておりますので、お含みおきください。

## 水産庁人事異動報告

小野分科会長 まず最初に、前回の審議会開催後に、水産庁幹部の人事異動がありましたので、御報告をお願いいたします。

山川漁政課長 漁政課長でございます。前回の審議会の後に水産庁の幹部の異動がございました。7月15日付けで就任いたしております資源管理部の中尾管理課長でございます。

中尾管理課長 中尾でございます。

山川漁政課長 以上でございます。

## 諮問第5号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について

小野分科会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が1件と報告事項が5件ございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、この資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。念のため申し上げます。

それでは、諮問第5号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について」の御説明をお願いいたします。

大石沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。諮問案を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎殿

農林水産大臣 武部勤

## 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部改正

別紙のとおり、漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）の施行に伴い、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法第65条第5項及び水産資源保護法第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料1でございます。1ページをおめくりいただきますと、背景、改正の概要等いろいろ書いてありますが、7枚めくっていただきまして、新旧対照表で御説明させていただきたいと思っております。

先の通常国会で漁業法が改正されまして、指定漁業の許可における承継の緩和、あるいは広域漁業調整委員会が設けられることになりました。その際、新たに加えられた条文もありますけれども、削除された条文を引用している省令・規則について必要な規定をする必要があるわけでございます。今回お諮りしておりますものは、条文の変更はございますが、実質中身の変更は伴っておりません。

まず、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令でございますが、今回の法改正によりまして、法律第59条の2が削除されております。この法律第59条の2というのは、指定漁業の承継について、経営安定のための共同経営化、あるいは経営規模の拡大、従事者の自立等、特定の場合のみ当該指定漁業者から許可を受けた船舶の使用権を取得して当該指定漁業を営もうとする者が承継できるということになっておりました。これが、59条の2が削除されることによりまして、だれでも指定漁業の許可の承継ができるということになったわけでございます。

新旧対照表で見いただきますと、第4条、これは許可の申請にかかわるもの、第5条、起業の認可の申請にかかわるものですが、現行では、9

項におきまして、あるいは4項におきまして、59条の2項について規定しておりますが、59条の2が無くなったことによりまして、その部分を削除して規定したということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。先ほど申しましたように、経営規模の拡大ということで承継ができることになっておりますが、その経営規模の拡大の限度を第7条で決めております。漁業ごとに決めておりますが、これも59条の2が削除されたことにより第7条は必要なくなったので、第7条を削除するというところでございます。

新旧対照表の6ページです。先ほど申しましたように、承継が自由化されたということと、広域漁業調整委員会が設けられております。広域漁業調整委員会の前に法定の連合海区漁業調整委員会というのがございました。これは瀬戸内海、有明海、玄海の三つでございましたが、これが削除されて、新たに広域漁業調整委員会が設けられたわけでございます。この法定連合海区漁業調整委員会におきまして有明海の区域につきまして規定されておったわけですが、今回の法改正によりましてその部分が削除されました。それに伴い、6ページの上の方にありますように、大中型まき網漁業につきましては有明海が操業禁止区域になっております。この操業禁止区域になっておりますのを、規定されたものがなくなったものですから、新たにここで規定したということでございます。これも従来どおりの規制でございますので、実質の内容は変わりません。

今までと少し記述を変えましたのは、市町村名等を、他の規定と同じように記述した、具体的に標記したということで、若干表現方法は変わっておりますが、従来と同様でございます。

2枚めくっていただきますと、瀬戸内海漁業取締規則の一部改正というのがあります。瀬戸内海漁業取締規則につきましては、法定の瀬戸内海連合海区漁業調整委員会が、そのままの区域で瀬戸内海広域漁業調整委員会ということになるわけでございますが、今まで109条の2項に規定されておりましたものが、漁業法施行令の27条で瀬戸内海広域漁業調整委員会の海域が規定されることになっておりますので、その部分を新しく引用いたしまして、瀬戸内海漁業取締規則の及ぶ範囲を規定するというところでございます。

広域漁業調整委員会にかかわる部分につきましては、10月1日から施行することになっており、その他の部分につきましては、法律の施行と同時に施行できるように今回お諮りするものでございます。

以上でございます。

小野分科会長 だいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

植村委員、どうぞ。

植村委員 この文言だけではわかりませんが、内容は、線引きをしてみますと、今までの許可内容というのは沿岸ぎりぎりまで、あるいは陸域まで線引きされている、漁業者に大変不評を買ってある許可内容になっているということは、水産庁の方に関係の方から陳情も要請も参っていると思うのです。その辺のことなどはこの中で考慮しているのでしょうか。

大石沿岸沖合課長 今、植村委員の方からございました話は、来年の一斉更新に向けて、沿岸漁業と沖合漁業と、一言で言えばそういうことでございますけれども、いろいろなことがありまして、調整問題があるという話でございます。今回、諮問しておりますことは関係ございません。

植村委員 わかりました。

小野分科会長 そのほかに御質問、御意見ございますか。特にございませんか。

それでは、諮問第5号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 では、そのようにいたします。

#### 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3号第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

小野分科会長 それでは、報告事項が5件ありますが、それに入ります。

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3号第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」これにつきましては、先ほどの漁獲可能量部会において審議していただきましたので、その結果について中村部会長から報告していただきたいと思っております。

なお、本件につきましては、水産政策審議会議事規則及び資源管理分科会議事規則の規定により、部会の議決をもって審議会の議決となることを

申し添えておきます。

それでは、中村部会長、お願いいたします。

中村（晃）部会長 今回、漁獲可能量部会に諮問されておりました基本計画の変更につきましては、本日13時30分から開催されました漁獲可能量部会におきまして検討が行われました。その結果、原案のとおり、和歌山県のマアジに1,000トン、三重県のマイワシに3,000トン、静岡県のマサバ及びゴマサバに2,000トンの追加配分をするということで決定されましたことを御報告申し上げます。

小野分科会長 ただいまの報告について、何か御質問等ございませんか。

ここに資料2が配付されていると思いますが、特にございませんか。

それでは、このように決定されたということを御承知おきください。

#### 漁獲可能量制度の実施状況について

小野分科会長 次に、「漁獲可能量制度の実施状況について」管理課長、お願いいたします。

中尾管理課長 お手元の資料2によりまして、特定海洋生物資源の採捕状況の説明をさせていただきます。

7月末日までに報告のあったいわゆる速報値でございます。サンマが0、スケトウダラが10万8,000トン、マアジ・8万3,000トン、マイワシ・9万3,000トン、サバ類・15万7,000トン、スルメイカ・5万1,000トン、ズワイガニ・2,128トンとなっております。

一部の県で消化率の高いところもございますが、全般的には昨年並み、あるいはそれよりも採捕が少ない状況となっております。今後とも基本計画の趣旨に沿った資源管理が図られますよう、TAC制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

小野分科会長 ただいまの報告・説明について、何か御質問等ございませんか。

特にございませんか。

それでは、次に移りたいと思います。

#### 海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について

小野分科会長 続いて、「海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について」でございます。

これは、7月の第1回の資源管理分科会におきまして、海洋水産資源開発基本方針を策定するための検討作業を円滑に進めるために、この分科会に三つの専門委員会を設置したいという提案があったと思います。その提案を本分科会として了承したわけですが、その三つの専門委員会に所属していただく委員及び特別委員の構成について、資料3のようになったということです。

なお、柿元特別委員、上之門特別委員、杉山特別委員及び水谷特別委員の4名の方々は、8月31日付けで農林水産大臣から任命された方々ですが、この方々にも海洋水産資源開発基本方針専門委員会に所属していただくことにいたしました。

この委員構成と申しますが、資料3について御質問等ございませんか。

要するに、7月の第1回の資源管理分科会におきまして、こういう専門委員会を作って、その委員を新しく決めていくということを決めたわけですが、その委員が具体的にこのようになったということです。

特に御意見、御質問ございませんか。なければ次に進みたいと思います。

#### 栽培漁業のあり方検討について

小野分科会長 それでは、「栽培漁業のあり方検討について」を栽培養殖課長、お願いいたします。

井貫栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。資料4の1から4の3に基づきまして、栽培漁業のあり方の検討について、御報告をしたいと思います。

資料4の1が、栽培漁業のあり方検討会の設置要領でございます。資料4の2が委員名簿、資料4の3は中間報告（案）ということで、この中身につきましては9月7日に第3回の検討会を開いておりますが、そこでの議論のたたき台ということで作成したものでございます。当日、議論がいろいろございまして、この中間報告（案）そのものが相当修正なり書き加え等が行われます。今後、中間報告（案）として取りまとめました暁には、次回もしくは次々回のこの分科会に協議事項ということであげさせていただきまして、御意見をいろいろ伺いたいということで、今日は、こういう検討会を設置しているということと、どういったことを議論しているのかということをお説明いたしまして、次回の協議に向けて事前に御承知いただきたいということで御報告させていただきます。

まず、資料4の1から御説明いたします。栽培漁業につきましては、昭和30年代後半から瀬戸内海を中心に行ってまいりまして、その後、沿岸漁場整備開発法等の法律に基づく形で基本計画、基本方針等をやる一方で、委託事業なり補助事業ということで、技術開発なり地方レベルでの普及といえますか、実行を行ってきているわけでございます。30年以上たつて、種々根本的に検討しなければならない事項等がございまして、そういったことを検討するために増殖推進部長の私的諮問の検討会として設置いたしました。

ただ、内容につきまして、今後、放流魚だけではなく天然魚も含めた資源管理等といったことで、資源管理等と密接なかわり合いを持って考えると考えられますので、この分科会で御協議した上でさらに検討を進めていきたいと考えております。

趣旨に書いてありますように、第4次基本方針、これは「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」というものが沿整法に基づいて定められております。この内容につきましては、平成11年度の沿岸漁業等振興審議会の御審議を経て、平成12年の3月16日に公表したものでございます。その中で、今後の課題として、資源状態に応じた効果的な種苗の放流、その効果等を常に把握するための体制整備、さらには、受益者の応分な負担による栽培漁業の継続実施の促進、種苗放流による疾病伝播の阻止、それから遺伝的多様性なり対象水域の生態系等にも配慮した、いわゆる「責任ある栽培漁業」の推進に努めるという方針を立てております。

こういった課題の具体的な中身につきましては、今後検討しつつ、適宜ガイドラインを示したり、いろいろな事業の実施の中で具体的な対応をしていこうといった整理をしております。

この中の主要な部分の放流事業の実施主体がどうあるべきか、それから、資源の管理方法をどうすべきか、漁業者なり遊漁者の費用負担のあり方をどうすべきか、そういったことの検討をお願いするというで検討会を設置したところでございます。

検討会はこれまで、第1回が7月2日、第2回が8月6日、第3回が9月7日に行われまして、現在、資料4の3にありますようなたたき台をもとに議論をしていただきまして、今後、文書のやり取り等で中間報告の案を取りまとめるということでやっております。

資料4の2は検討会委員名簿です。11名の方をお願いしております。太田さん、岡さんは遊漁の関係の代表、北田先生、鹿児島県の塩満委員、神奈川の高間委員、日本栽培漁業協会の古澤委員、立教大学の前田委員は民法の専門家でございます。中央水産研究所の正木委員、青森県の松宮委員、全漁連の宮原委員、一橋大学の山田委員は行政法の専門家ということで、法律関係の専門家にも入っていただきまして検討を進めているところでございます。

続きまして、資料4の3に基づきまして、どういったことを検討しているのかということをお説明したいと思います。先ほども申しましたように、議論のたたき台としてつくっておりますので、次回もしくは次々次に協議事項としてお示しする際には、中の文章等変わったり、つけ加わったりしておりますので、途中段階のものということで御理解いただいて、ご覧になっていただきたいと思っております。

まず、一番として栽培漁業の経緯と現状ということで、栽培漁業とはどういうものかということをお示したあと、今どうしているか、推進体制として、大まかな整理として、基礎的な技術開発は国が実施する、都道府県は国が実施した技術開発の成果を受けて、各地先の実態に応じた応用的な技術開発、それから種苗の量産を実施する、そういった大まかな整理の上で実施してきております。

歴史的な経緯でございますが、昭和37年に屋島なり伯方島の国営の栽培漁業センターを整備いたしまして、同時に運営する主体といたしまして、瀬戸内海関係の府県、漁連等を会員といたします公益法人として社団法人瀬戸内海栽培漁業協会が国の委託事業を受けて、国の栽培センターを使って技術開発をするということで開始されたわけでございます。

ちなみに瀬戸内海栽培漁業協会の設立は、昭和38年でございますので、施設整備よりも若干期間を置いて運営主体ができたという状況でございます。

そういった成果を受けまして、都道府県におきまして、昭和43年以降、都道府県における各種技術開発が、当時の水産試験場等で行われ始めて、昭和48年からは都道府県におきまして、都道府県の栽培漁業の専属の施設整備が開始されてきております。

現在、都道府県の栽培センターの運営主体は、都道府県の社団法人である栽培漁業協会である場合もありますし、県が直接やっている場合もありますし、専ら県の公益法人の栽培漁業協会等が運営しているというのが主要な実態になっております。

昭和54年には国営のセンターを岩手県の宮古に設置するということと同時に、それまでの瀬戸内海の栽培漁業協会を日本栽培漁業協会ということで全国展開することとなりました。その後、国営の栽培漁業センターも増加いたしましたし、都道府県の栽培漁業センターも増加したということで、現在、国営の栽培漁業センターが、北は北海道の厚岸から、南は沖縄の八重山までの16カ所の国営センター、それから、都道府県は数力所持っている都道府県もありまして、全体で54カ所の県営の栽培漁業センターが稼働しております。

現在、実際に種苗生産をしている、技術開発をしているというのは約80種の水産動物でございます。そのうち10種、マダイ、ヒラメ等につきましては、1,000万尾なり2,000万尾といった大量生産・放流が可能になっているという現状でございます。

それから、関係法律等の整備ということで、そういった実行上を担保するという意味もありまして、栽培漁業につきましては、昭和49年に沿岸漁場整備開発法ができた際、初めて法律として栽培漁業という言葉を用いて栽培漁業の骨格をつくってまいったわけでございます。

全体の仕組みといたしましては、国が基本方針をつくり、都道府県が基本計画をつくって実行する。その中で、将来的には漁協なり漁連が、いわゆる栽培漁業を事業としてやるといった特定水産動物育成事業といったものの構成をしておりますし、その後、放流効果実証事業なりをやる必要があるということで、指定法人制度等を行ってきております。

基本方針・計画が、沿整法が49年にできた後、58年に初めてそういった方針、計画制度ができたということでございます。

この特定水産動物育成事業をやる際には、育成水面をつくってやるということになっております。当初、補助事業として特定水産動物育成事業を開始したわけですが、その後、補助事業の年限がたちまして補助事業ではなくなるという中、それから、実際に「特動事業」の対象魚種としてできるのがクルマエビ、マダイ、ガザミ、それから、育成水面についても実態上、共同漁業権の中に限られたような状況があるということ、それから、漁協・漁連が主体になるということで、どちらかというと内水面で漁協が増殖して、遊漁者に料金をいただいて釣らせるといった形に少し準じたような形の仕組みにしていたわけですが、実際上、現在もそうですが、漁協なり漁連が栽培漁業の実施主体になるということには非常に無理がある、それから実態上、育成水面をつくって事業をやっても、果たして組合員以外から利用料として徴収できるかといった現実的な問題もありまして、今この事業は動いているところはございません。

その後、都道府県の公益法人のうち放流効果実証事業をする法人、これを指定法人といたしまして、この法人が放流効果実証事業をやりつつ栽培漁業の実証を行っていく。この法人のメリットにつきましては、漁業者なり漁業団体等を含めまして、この法人に寄付行為等を行った場合に無税になるといった措置がございます。そういった形の法制度がありますけれども、一部動いていない現実があるということでございます。

種苗生産放流の全体ですが、最後のページの資料1に細かな数字が載っておりますが、概略申し上げますと、平成11年の数字ですが、全国で85種の種苗生産をやっております、そのうち80種について種苗放流をやっている。うち8種、ホタテ等につきましては、天然種苗を大きくして放流するという形態をとっております。

そのうち魚類でのマダイ、ヒラメ、それから、甲殻類でのクルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、貝類ではエゾアワビ、ホタテガイ、ハマグリ、チョウセンハマグリ、アサリ、エゾバフンウニ、キタムラサキウニといった12種については1,000万尾を超える種苗生産・放流が行われているという状態でございます。

(5)に栽培漁業の事例として、北海道のホタテガイの増殖事業、マダイ、これは全国的なベースでのマダイの状況、それから、ヒラメの状況ということで記載しておりますが、議論の中で成功した例といいますか、効果が見えるような例だけを書いてはいけないのではないかとということで、そのほかの魚種、効果が見えないものも含めまして全体的な状況を記載するような形で変更の検討をしているところでございます。

(6)が放流における費用負担の状況ということで、ここでまとめておりますのは、金額的には約百数億の金額でございますが、これは種苗生産・放流にかかります直接的な経費だけの部分です。このほかに国の委託事業、施設整備事業、それから人件費等もかかりますので、そういった全体的な数字を示して、実際どれぐらい費用をかけているのかということをはっきりとすべきだということで、この辺のところも書きかえる予定にして

おります。

ちなみに直接経費についての費用負担がどうなっているかということを表にまとめております。ご覧のように、魚類については都道府県がメインで、漁業団体・漁業者、公益法人、それから国といった状況、甲殻類につきましては、都道府県、市町村、公益法人、漁業団体、貝類につきましては漁業団体・漁業者がメイン、それからウニ、ナマコ等も漁業団体・漁業者ということで、第1種共同漁業権の、いわば増殖事業、漁業権の中の増殖事業につきましては専ら栽培センターが生産した種苗を漁協等が費用を出して買い取って、自らの漁業権内に放流するという形がとられておりますので、こういう形で漁業団体・漁業者の経費負担が多い状況ですが、魚類なり甲殻類につきましては都道府県がメインで実施しているという状況でございます。

4ページ目にいきまして、実際にそういった費用の受益者負担といいますが、どういうことがやられているかということで、ここでは漁業者側の話として、ヒラメ、マダイ等で水揚げ金額の一定割合、1～5%等を拠出して経費に充てている、いわゆる協力金方式というのが8県で導入されているということでございます。

このほかに、例えば各漁協ごとに負担金を決めて、割り当てて費用を出してもらっているという方法をとっている県もございますので、そういった点、補足して修正する予定にしております。

それから、遊漁側の費用負担の例として、13年度から、神奈川県では、これは遊漁船に乗船してマダイを釣るという遊漁者の方からですがけれども、1回に200円ずつの協力金をいただくということで、これにつきましては遊漁者等の御理解を得て順調に行われているということでございます。

(7)として他の施策等との関連ということで、特に資源管理との連携が非常に重要になってくる。ここで「資源管理」、「漁業管理」といった言葉を使っておりますが、この辺の言葉遣いの整理もする予定にしております。

それから、遊漁との関係ということで、一部の地域で遊漁の採捕が無視できないということがございます。こういったことから受益者負担をきっちりと整理すべきだという声も出てきているということでございます。

5ページに移りまして、そういった現状を踏まえまして、現在の栽培漁業の課題を整理してございます。

(1)は種苗放流数量とサイズということで、種苗放流数量につきましては、例えばシロザケですと20億尾といったペースですし、ホタテも何10億尾といった形で放流がされております。マダイ、ヒラメ等1,000万尾を超えて2,000万尾、3,000万尾といった形で放流されておりますけれども、漁獲量に圧倒的に増加をもたらすといった数ではないという意味での数量の不足がある。それから、實際上、種苗生産の施設の規模なり、中間育成場の場所等、そういったものが十分ではないという面もありまして、本来、4cmなり5cmなりといったサイズで放流した方が生き残りがいいとわかっておりますけれども、実際には、生き残りのいいサイズまで育てられずに放流をしなければいけないといった現状もあるという課題を述べております。

(2)の病疾につきましては、いろいろな病疾が出てまいりまして、それぞれいろいろな対処方針等含めて対処しておりますが、今後も、病疾伝播防除については非常に重要である。特に病疾にかかった魚を放流いたしますと天然に伝播して、天然資源自身に悪影響を与える可能性もあるということで、病疾対策については非常に重要であるということも述べております。

(3)は、特に最近生態系への影響なり、遺伝的多様性への影響ということが指摘されているということでございます。生態系につきましては、生態系そのものがどういう形でバランスが保たれているかといったことは非常に難しゅうございますが、当面は、ある地域の過去の最大漁獲量に相当するような加入量ベースの放流数にとどめるべきだという実態上の運用をしておりますが、どの程度、こういった放流の仕方であれば生態系に悪影響を及ぼさないのかといったことを今後追求していかなければならないということもございます。

それから、遺伝的多様性、少ない親魚で何代も種苗生産をしていきますと、放流する数がどうであれ、天然の資源の遺伝子構成に影響を与え得るということで、現在、実際には親魚をできるだけ多くするというのと、毎年地元の親魚と入れかえていくという対応をしておりますが、そういったこともきっちりと科学的な分析に基づいて対応しなければならない、そういった課題がございます。

(4)が放流効果の実証ということで、いろいろな標識放流をしながら、放流した魚が何割ぐらい漁獲に反映されているのが、天然魚と放流魚と合計した中で放流魚の割合がどのくらいかといったところで、効果がきちんと出てくる例もありますが、一般的に漁業者全体、国民全体として放流の効果がちんとあるところを認識していただくまでにはまだ至っていない。その辺は非常に手間暇がかかりますが、モニタリング体制の整備、これもできるだけコストをかけずに、人手をかけずにいいモニタリングの仕方はないかといったことも研究課題でございますが、そういった効



果の実証をいかにするかということが非常に大事な課題になっております。

6 ページの(5) 包括的な資源管理の観点に立った種苗放流の計画ということで、従来ともすれば放流した魚をどうするかという観点での議論であったわけですが、実態上の話として、放流魚と天然魚が混合して全体としての資源という存在を示すわけでありまして、放流そのものも天然魚と画然と区別されるような放流魚というのは、むしろ生態系への影響、遺伝子への影響等で問題でもあるということもありますので、今後は放流種苗と天然種苗を分けずに、全体でどう資源をつくって、どう管理をするか、「資源計画」という言葉も出てきておりますが、放流魚、天然魚を包括的に資源管理をするという方向の中で、放流事業のあり方等も考えていくべきだという議論をしております。

(6) が費用負担の問題ということで、「特動事業」の話の説明しておりますが、栽培漁業を持続的に展開するためには、費用をきっちりと、経費が安定的に得られる形にしなければならぬという中で、国なり都道府県なりの責任等もございませけれども、やはり受益を受ける方からも費用をいただかないといけないということで、これが一番の大きな課題かもしれませんが、そういった課題がございます。

実際の中間報告取りまとめに当たっては、この後に費用負担の方法についての議論の取りまとめを書く予定でございますが、まだ議論がここに書けるまでの段階に至っておりませんので、書いておりませんが、今五つほどの方法について議論がされております。一つ目は、内水面にございます第5種共同漁業権を海へも適用できないかということでございませし、もう一つは、米国等にありませライセンス制の導入ができないかということ、もう一つは、漁場管理なり資源管理の管理費用を税として徴収できないか、そういった方法もあるのではないかと、それから、放流資源だけに着目しての税なり課徴金というものが入りできないかといった議論もございませし、今、現実的にも行われてございませ負担金なり協力金方式も現実的ではないかという議論もございませ。

このうち、第5種共同漁業権の問題、ライセンス制の問題、管理費用の税としての問題につきましては、さらに社会的な認識の変化、議論等も必要だろうということで、今後の検討にゆだねるといった方向で取りまとめられるような動きになってございませ。

放流資源だけに着目した税なり課徴金というものは、天然魚と区別できる現実がないということで、現実的ではないのではないかと議論をしております。

最後の負担金なり協力金方式につきましては、非常に現実的ではあるけれども、負担をする側からすれば、きちんとした効果があるかといった実証が問題になってくる。特に遊漁者等にかかりませはもっとPRして理解を求めるといふ必要があるということで、そういったことを今後着実にやっていく必要があるのではないかと、そういった大きな流れの中で取りまとめが行われる方向で進んでございませが、詳しくは次回もしくは次々回の協議事項として御相談申し上げるときに、さらに詳しく説明したいと思ひませ。

以上、概略の説明を終わります。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

栽培漁業のあり方につきまして、栽培漁業の経緯と現状、栽培漁業の課題、費用負担などを中心としました今後の検討方向も含めませかなり詳しい報告があったと思ひませ。

ただいまの報告、説明につきまして、何か御質問等ございませせんか。

西橋委員、どうぞ。

西橋委員 とても詳しく御説明いただいて、これでいいものができるのではないかとと思ひませけれども、一つ気になりましたのが、保護・育成するための環境づくりの中で、それには当然環境汚染があるのではないかとと思ひませのです。ある程度の汚染は仕方がないけれども、環境をもとどりにするための費用というのは、ここで言うべきかどうか、私もちょっと戸惑っているのですが、そのための費用も当然入れて考えていただひ方がよろしいのではないかとと思ひませますが、いかがでございませしょうか。

井貴栽培養殖課長 先ほど方法を幾つか御説明申し上げた中で、管理費用という中に果たしてどこまでの範囲を入れるのかという議論の中で、今後の課題として、環境がよくなければ栽培漁業も成り立っていかませので、管理費用の中にどこまで入れるのかという議論の中で環境の管理の問題も議論されていくものだと考えてございませ。

小野分科会長 そのほかにごございませるか。

植村委員、どうぞ。

植村委員 栽培漁業のみならず、これからの資源管理は漁場管理に通ずるものがございます。先ほどもある県の会長さんが私のところに参りませ、農業用水とかいろいろあるんだけれども、漁業用水という言葉がない。突っ込んで考えてみませと、水質の問題とかいろいろございませますが、

漁業用水という言葉が非常に重要になってくるのではないかというお話を先刻、たった1時間ぐらい前に私のところに参りましてお話をしました。そのことは、一般的に使われております農業用水という、水によって産業が培われている、水によって漁業が培われるんだという端的な言葉を、これから創出するといいますが、そういうことが大事ではないかというお話をされました。

突っ込んだ話になりますと、ダムの水は決して漁業用水としては適切なものではない。端的に言うと、そういうことも指摘されておりましたけれども、このことについては、既に漁業環境を守るという立場からも、集落排水の問題など大変強く打ち出されて、政治的にもクローズアップされておりますから、水質の問題というのは非常に重要だということは論をまたないわけでございます。

今日の問題は、行政もこんなに突っ込んだ問題を提起されて、突っ込んだ考え方を今いろいろ編み出すべく努力されておるのではないかということと、実は大変ありがたく思って説明を聞いておりました。やはり遊漁者も、我々の環境の中で、遊漁者は決してどうでも釣ればいいんだという考えではない。むしろ漁業者と協調して、釣りの楽しみといいますが、そういうものに意識を転換していく。日本の今までの釣り人の考え方は、量を多く捕りたいという考え方が先行しておりますが、外国の方の考え方はそうではなくて、釣りを楽しむという考え方が先行しておるわけです。

これは魚食を主食とする日本人は、釣ることによって自分の食を賄うという考え方が先行しておると思いますが、海には生産者という漁業者が厳然として存立しているわけですし、そういう立場からは、釣りの喜びにかえるという方向でいくと、資源を持続的に保っていくという方向の考え方に転換できる要素は持っているという認識を私は思っておりますので、今後はそういった面で遊漁者との関係を友好的に改善していく対策をとっていくということは必要であろうと思っております。

現に、私たちの前浜においても、想像を超える大変な釣り人が、漁港の岸壁で家族一緒に朝早くから釣りを楽しんでおったり、また、漁業者の船を借りて、一定の時間釣りをする。しかし、今の段階では、先刻申し上げたように、量を多く捕るということにウエイトが置かれておることとございますから、この量は並大抵のものではない。しかも、カレイの小さいものから、ともかく我々の規制しておる、私どもの海ではヒラメは35cmに規制しておるのですが、20cmでも10cmでも、釣ったものは自分の釣りの技術を証明するものだという意識と、それを食にするという考え方、しかし、それほど食べないと思うので、この点で意識転換を図る努力が必要ではないか。

いろいろ問題があると思いますが、ひとつ課長さん、今日提起された問題等をより効果的に追求して、コンセンサスを得られるように御努力をお願いしたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

井貫栽培養殖課長 先ほど説明いたしました検討会の中の議論でも、やはり国民にいかにかPRするか、いかにわかっていただくということが非常に重要な点を占めているという議論もございまして。今後、国民へのPR、理解を求めるといって、漁協なり系統団体の姿勢が非常に重要になってくると思いますので、我々も期待しておりますので、一緒になって頑張りたいと思います。よろしく御願いいたします。

植村委員 私は、今課長さんが言われたとおり、系統漁業者自らがこういった問題に対して理解を示していかなければならないし、環境問題についても、よく考えてみますと、我々漁業者が自分の足元の浜について、もっともっと強い意識を、厳然とした意識を持って海を守るという考え方に一歩も二歩も前進しなければ、21世紀の水産基本法に基づく持続可能な海を守るということになかなか共鳴を得られないのではないかと。漁師自らが海を汚していることに無関心な面もあるということを自ら提言いたしまして、これから我々系統としても、その発言を躊躇することなく、浜に向かって申し上げてまいりたいと思っておりますので、これまたよろしく御理解をいただきたいと思っております。

小野分科会長 ほかにございますか。矢野委員、どうぞ。

矢野委員 この中で栽培漁業について幾つかの課題が出されているのですが、どれもとても重要な問題点だと思うのです。この場合、特に病除の問題、これも本当に重要な問題だと思いますし、生態系への影響等、問題提起はされているのですが、それでは、その問題に対してどういう対策をとっていったらいいのか、提案も含めまして、一歩踏み込んだところがないような気がするのです。ただ、この検討会の目的が問題提起まででいいのかどうか、その辺わからないのですが、別途そういう対策等の検討会が設けられるのなら別ですけども、もう少し踏み込んで、これを一般の方が読むと、では、どういふふうになっていくのだろうと、ちょっと不安感を覚えるのではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

井貫栽培養殖課長 資料4の3は「栽培漁業に係る費用負担のあり方についての中間報告」ということで、まず、費用負担のあり方について検討して、中間取りまとめということで考えております。この後、栽培漁業の実施主体の問題とか、栽培漁業のあり方といった課題ごとに中間取りまとめという形でまとめていきたいと思っておりますので、その中で病除の問題、生態系の問題等も議論されていく予定になっております。

小野分科会長 島委員、どうぞ。

島委員 時間があまりないようですので、簡単な御質問をしたいのですが、TACでの管理については、特に沖合いの魚種を対象にしております

が、栽培漁業と沿岸資源管理との関係について、基本的な方といいますが、そこをお聞きしたいのです。一生命種をまいたけれども、目の前で小さいのをどんどん捕っていくということがよくあります。そういう実態がありますので、沿岸での資源管理と、一方では栽培漁業を進めていく、この辺との関連性についての基本的な考え方について、当局ではどういうふうに考えられているのか、教えていただきたいと思ひます。

井貫栽培養殖課長 検討会の議論の中でもそういう方向で集約されているのですが、栽培資源、放流資源と天然資源は一体となって包括的に管理しなければならないと、最近ではそういった認識になっている。一方で、栽培漁業をすることによって、漁業者自らも稚魚の保護だとか、より資源管理の認識を醸成することに非常に役立っているという認識もございますので、いずれにしろ、その資源をどうふう管理していくかというのは、生態系等も含めまして、全体的な管理の中で考えるべきだという認識で今議論がされているところでございます。

小野分科会長 そのほかにもございますか。

栽培漁業、まだ議論があるところだと思ひますが、今後議論を煮詰めていって、これからまた最終報告がこの委員会にもあるということですので、これぐらいにしたいと思ひます。

#### 水産政策審議会の開催予定について

小野分科会長 最後に、報告事項の「水産政策審議会の開催予定について」の御説明をお願いいたします。

山川漁政課長 それでは、お手元の資料5をごらんいただきたいと思ひます。水産政策審議会の審議事項とそれぞれの部会、分科会の分担を整理しております。時系列に整理しておりますが、従来の「白書」、漁業法、TAC法等に基づく従来の審議事項のほかに、今回新たに基本法が成立したこと、あるいは漁港漁場整備法が成立したことに伴いまして、更に、大きく四つの事項を追加しております。

まず最初が、水産基本計画策定のための審議でございます。これにつきましては、本日、これから企画部会が始まりますが、10月に1回、現地調査、さらには12月、2月に審議をしていただきました後、最終的には3月の総会での答申ということを考えております。

2つ目は、資源管理分科会の欄ですが、1番下に二つございます。5年に1度の指定漁業の一斉更新に係る小委員会の開催、3つ目は、海洋資源開発基本方針策定のための専門委員会の開催、これが11月に小委員会、そして1月に専門委員会、2回目の小委員会、そういったことを踏まえて、最終的には、基本方針につきましては3月中に諮問・答申という予定になっております。

4番目は、漁港漁場整備部会でございますが、これにつきましては、漁港漁場整備法が成立いたしまして、基本方針を定めることになっておりますので、10月以降、こういったものについての御審議をしていただきまして、3月中には基本方針についての御答申をいただくという予定でございます。

こういった審議会のいろいろな分野につきまして委員の皆様方に、複数の分科会、部会に属していただいて御審議いただくわけでございますが、大変御多忙であること、また、遠方の委員の皆様もおられるということで、私ども事務局といたしましては、できるだけ分科会や部会を同一日に開催するという日程調整をしながら進めてまいりたいと考えております。現時点で大まかに整理をさせていただいたものでございますので、今後具体的に日程の調整をさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしく御願ひいたします。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

なければ、その他として、本日の議題に関係ないことでも委員の方々の御意見、御質問があれば承りたいと思ひますが、何かございますか。

無いようでしたら、少し時間が超過しましたが、以上をもちましてすべての議事を終了いたします。

先ほど御説明がありましたように、次回の資源管理分科会は10月中旬に予定されております。それから、予定表のとおり、分科会、部会等がたくさん予定されておりますが、それぞれの分科会、部会の開催の際にはよろしく御願ひいたします。

それでは、本日の資源管理分科会は終わらせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

閉 会

---

答 申 書

13水審第9号

平成13年9月14日

農林水産大臣 武部 勤 殿

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎

平成13年9月14日(金)に開催された水産政策審議会第2回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第5号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について